

# 検査制度の見直しに関するワーキング グループ 第17回会合議事録

平成30年4月2日（月）

原子力規制庁

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

# 検査制度の見直しに関するワーキンググループ第17回会合 議事録

1. 日 時：平成30年4月2日（月）10:30～11:52

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室C, D

3. 出席者

## （1）原子力規制庁職員

山田 知穂 原子力規制部長  
金子 修一 原子力規制部検査監督総括課長  
平野 雅司 国際室地域連携推進官  
古金谷敏之 安全規制管理官（実用炉監視担当）  
金城 慎司 安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）  
古作 泰雄 検査監督総括課課長補佐  
伊藤 信哉 検査監督総括課課長補佐  
佐藤 和子 検査監督総括課課長補佐  
笠川 勇介 検査監督総括課検査評価室室長補佐  
吉野 昌治 実用炉監視部門企画調査官  
小坂 淳彦 実用炉監視部門企画調査官  
村尾 周仁 専門検査部門企画調査官  
川下 泰弘 専門検査部門企画調査官  
熊谷 直樹 核燃料施設等監視部門統括監視指導官  
百瀬 孝文 核燃料施設等監視部門管理官補佐

## （2）事業者

渥美 法雄 電気事業連合会 原子力部長  
横尾 智之 電気事業連合会 原子力部 部長  
河村 篤志 電気事業連合会 原子力部 副部長  
高木 宏樹 電気事業連合会 原子力部 副長  
宮道 秀樹 電気事業連合会 原子力部 副長  
関 真一郎 電気事業連合会 原子力部 副長  
鈴木 智久 電気事業連合会 原子力部 副長  
爾見 豊 関西電力株式会社 原子力事業本部 部長  
小井 衛 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 次長

富田 邦裕 日本原燃株式会社 安全・品質本部 部長  
永崎 保行 日本原燃株式会社 安全・品質本部 安全推進部 安全計画  
グループ 副長  
伊藤 卓也 原子燃料工業株式会社 品質・安全管理室長  
益子 裕之 原子燃料工業株式会社 品質・安全管理室 参事  
吉廻 智江 東京大学 大学院工学系研究科 原子力専攻 原子炉本部原  
子炉管理部長補佐  
三橋 偉司 東京都市大学 原子力研究所 所長・原子炉施設管理室長  
内山 孝文 東京都市大学 原子力研究所 原子炉主務者・原子炉施設管  
理室長代理  
鈴木 正男 立教大学 原子力研究所 管理室長  
堀 順一 京都大学 原子炉実験所 准教授 研究炉部長  
熊埜御堂宏徳 株式会社東芝 原子力技術研究所 原子炉技術担当部長

#### 4. 議 事

- (1) 原子力規制検査における重要度評価の結果と追加検査の考え方について
- (2) 原子力規制検査の全体フローについて
- (3) その他

#### 5. 配付資料

- 資料 1 原子力規制検査における重要度評価の結果と追加検査の考え方  
について
- 資料 2 原子力規制検査の全体フローについて
- 資料 3 第17回検査制度の見直しに関するWGに係る事業者意見
- 資料 4 - 1 検査ガイド案（設備の状態変更による影響評価）
- 資料 4 - 2 検査ガイド案（緊急時対応組織の維持）
- 資料 4 - 3 検査ガイド案（非常時対応の準備と保全）
- 資料 4 - 4 検査ガイド案（火災防護（四半期及び年次））
- 資料 4 - 5 検査ガイド案（内部溢水防護）
- 資料 5 平成30年度における保安規定の遵守状況に関する検査等の重  
点方針

#### < 机上参考資料 >

- 参考 1 3条改正後の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関  
する法律」

## 6. 議事録

○山田部長 それでは、第17回検査制度の見直しに関するワーキンググループを始めさせていただきますと思います。

本日も、前回に引き続いてということで、新しい検査制度の詳細制度設計についての議論を進めていきたいと思えます。

ということで、従来から引き続きということで、被規制者の事業者の皆様方にも御参加をいただいて、議論を進めていきたいと思えます。新年度で、行事が多々あるところ、お集まりいただきましてありがとうございました。本日も、どうぞよろしくお願ひいたします。

4月になってということで、いよいよパイロットプロジェクトの試行を始めるのにあと半年ということになってまいりましたので、これからも精力的に議論を進めていきたいと思えます。どうぞ御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題でございますけれども、一つ目が原子力規制検査における重要度評価の結果と追加検査の考え方について、それから、二つ目が原子力規制検査の全体フローについてということで議論を進めてまいりたいと思えます。

それでは、最初の議題ということで、資料を御用意しておりますので、御説明させていただきます。

○金子課長 原子力規制庁の金子でございます。

お手元の資料1を御覧いただければと思えます。

既に前回のワーキンググループでも、基本的な方向性については認識共有をさせていただいたところでございますけれども、そのときには米国の制度の御紹介と、大体、それを基本的にひな形にしてやってまいりますというような御説明にとどまっておりましたので、日本の仕組みとして書き直すとどういうふうになるかということを実際に明確にした上で、また議論をさせていただければというのが今日の資料の主題でございます。

ページをめくっていただきますと、2ページ目、最初に、いわゆるアクションマトリックスが出てまいります。

従来は、NRCのものをそのまま和訳にしたものをお示ししてございましたけれども、今回のものは、基本的に日本でこういうものを用意したらどうかということで、その素案というものと位置づけさせていただければと思っております。

基本的には、中身を変えているつもりはございませんけれども、表現によって何か誤解を生じるようなことがあってもいけませんし、これはどういう意味かということが、もし明確化が必要なことがあれば、また御質問あるいはコメントをいただければと思っております。

基本的に五つの区分ということで、規制機関の対応が追加されない、一番左側のカラム(列)から始まって、重要度評価の結果によって、白が一つあるいは二つといったような指摘事項が出てまいりますと、2番目のカラムに移っていく。それが、今度は数が増えま

して、一つの監視領域におきまして白が三つとか黄色が一つになりますと3番目のカラム。あるいは、一番大きな大分類の監視領域、ですから三つある大きな分類のうちの一つの中に白が三つというようなケースにおいても、これは3番目の区分になるという形にしてございます。それぞれ前回も見ていただきまして、この後も、もう一回見ていただきますけれども、追加検査が加わって、その程度がだんだん増していくというような形になります。

4番目の区分は、今申し上げたような重要度評価の結果とあわせまして、3番目の列のような劣化の状況が繰り返しているというような状況がありますと4番目に移るということも含めて、表の中に明記をさせていただいております。

最後、5番目は、全体的に許容できないということで、赤があるというのは、大分、許容できないに近いわけですが、それを超えて、さらに運転をすることは基本的にはできないというようなものが、一番右側の最も悪い状況という形になっております。

したがいまして、追加検査は、ちょうど真ん中辺の欄ですがけれども、3段階の追加検査を準備し、一番右側の欄につきましては、当然ですが、運転停止命令を含めた改善措置の命令等々がかかるというようなことを基本的な枠組みにしたいというふうに考えております。

追加検査の中身につきましては、その次のページから整理させていただきました。

これも前回のワーキンググループで御覧いただいた米国の仕組みにほぼ倣っておりますので、大きな変更はしてございませんが、若干、記述の正確性を期するために、資料としてのマイナーチェンジはしてございますが、基本的な考え方は変わってございません。

順番に参りますと、一番左側のほうから、事業者の活動を検査で監督をいたしましたところ、気付き事項がありますと重要度評価する。これは従来の流れでございます。

その結果、緑を超える、要するに白以上の重要度評価の結果が通知され、当然、それに基づきまして、事業者はCAP活動、改善措置の活動をしていただいて、それが基本的に長期間かかるようなもの以外は完了しているという状況から、その状況の実際の改善状況であるとか手当ての状況について確認させていただくのが追加検査になるということで、今見ていただいた①、②、③、④、⑤という、⑤が検査の実施という形に段取りとしてはなっていくということです。

大体、イメージとしましては、時間にしまして約40時間、本庁と規制事務所の検査官2～3名のチームにより実施することを念頭に置こうというふうにしてございます。

検査の主な視点としまして、そもそも、その問題がどういうものであったのかということとをきちんと正確に把握する、それから、その原因を究明するためのいろいろな分析を行っていることを確認して、それが妥当であるかどうかということの評価していこうというようなもの。

それから、そこから導き出される是正措置が妥当なものであるのか、そして、さらに適切に行われているかどうかというようなことを確認していくというようなもので、この程度のものを、白が出てきますと追加するというような形になります。

追加検査、2段階目が次のページになりますけれども、手続の順番は同様でございます。検査の視点が加わり、かつチームも少し大きくなりますので、延べの検査時間という意味では、200時間程度のものになるのかなと。

ここは、また問題の大きさにより、あるいは見なければいけないことの詳細度により、若干の変動はあろうかと思えますけれども、大まかな時間設定の目処としては、それぐらいということ念頭に置きたいと思っております。大体5～6名程度のチームで検査を行うということで、先ほどの追加検査の1段階目のものに加えまして、安全文化の要素が、この問題を引き起こすようなことにどのように影響していたのか、そういうことがあるのかなのかというようなことをチェックするという。それから、実際に問題の状態の程度とか原因の範囲について、先ほど被規制者側でやることをしっかり確認するというふうに申し上げましたけれども、規制機関としても、それについて自らも検査といひましようか、そういったものの中で確認していく、より主体的な評価をしていくようなものを追加していくということ念頭に置いてございます。

3段階目の検査につきましては、これはかなり状況が悪いということでございますので、個々の事象そのもののみならず、ある一定の安全確保のための機能に影響を与えているという視点から、かなり大がかりな追加検査をしていかなければならないということで、事業者の安全確保の活動全般、特に劣化の見られるコーナーストーンについてということではございますけれども、そこについての活動全般をチェックしていくようなことの視点が必要になってくるだろうということで、マネジメントシステムそのものに関するレビューであるとか、それから、被規制者が、当然、自分の活動に劣化が見られると、第三者による安全文化のレビューというのをさせていただくことになりますけれども、これについても、第三者のやられたことというのを規制機関としても共有していただいて、これを確認するというようなこと。それから、さらにその評価結果に基づいて段階的な評価の計画・実施というようなものが考えられてございます。

したがって、これは特定の事象そのものがどう改善できているかというよりは、ある分野・領域における安全確保の活動が被規制者によってきちんと行われる体制になっているのか、仕掛けがあるか、それが実施する能力があるか、実際に実践できているかというようなことをしっかり見ていくというような検査になるという趣旨で、かなり時間もとっていかうということでございます。

その次のページは、米国のアクションマトリックス。もう一回、日本のものと似た形で書かせていただいておりますけれども、これを見ていただくと、一番最後、右端にIMC0350プロセスというのがありまして、長期のパフォーマンス上の問題によって運転停止状にあるプラントというのは、別途の検査の仕組みの中に置かれるとなっておりますけれども、今、ちょっとここの部分は、まだ私ども用意をしておりませんので、今後の議論でもし必要だということであれば、また検討を進めたいというところが一つ大きな違いとして残っておりますので、念のため申し添えておきます。

1点目について、私からの説明は以上です。

○山田部長 以上のようなところを考えているところですが、御質問、御意見があればお願いします。

○河村電事連原子力部副部長 電気事業連合会の河村です。

1点確認させていただきたいのですが、アクションマトリックスにつきまして、前回のワーキングでも、米国と同様のアクションマトリックスになるということで説明をいただきまして、今回もそのような内容で説明いただきましたけれども、アクションマトリックスに関しまして、その前の議論の中では、平成28年の12月ぐらいに第6回のワーキング、あとチーム会合がございまして、その中では検査で良好事例を抽出して、それをアクションマトリックス、プラントの総合評価で加味するということですか、あと、横断領域の評価結果で、その後の監視の程度を変えていったりというような議論がございましたけれども、今回提示いただいたものは、米国と同様なアクションマトリックスになるということなので、前回、平成28年の議論から、今回、米国のものと同様になるということでの理解でよろしいでしょうか。

○金子課長 基本的に御指摘のとおりでありまして、良好事例云々というのは、もともとのこの制度の考え方を議論するときに、当然、悪いものには重点的に検査していかなければいけないし、改善をしっかりとさせていただかなければいけない、そこにリソースを集中していきましよう。

リソースを集中していくためには、よりいいところといたしましようか、強みのあるところは、ある意味、薄く見ても大丈夫ですねというような考え方も導入してもいいのではないかと、まさに軽重をつけるという意味で、両側で考えたらどうでしょうかという議論をさせていただいたつもりでございました。

今もその考え方自体を捨ててているわけではないのですが、当面、始めるときに、新しい軽の部分をあえて仕組みの中に入れて明確に動かすというの、なかなか難しからうという事業者からの御意見もあり、かつ米国のNRCといろいろ議論していく中でも、その部分は評価がなかなか難しいのではないかと御指摘もいただいております。

したがって、当面、スタートする仕組みとしては、その部分は直接に仕組みとしては入れないと。ただ、多分、現場の検査官が物を見たときに、この事業者、この現場は、こういう点はきちんとできているなということ、当然、見えるところがあると思います。そういうところをどういうふうに評価にフィードバックしていくかというようなことについては、将来的には、また何かできることがあれば、考える余地はあるのかなというふうには思いますが、当面は、仕組みとしては明確化しないということで考えています。

○河村電事連原子力部副部長 了解しました。ありがとうございます。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。コメントよろしいでしょうか。

大きいのと小さいのとあって、小さいほうなのですが、4ページの2行目ですか。何か以外の個人、第三者、個人ですと書いてあるのですが、多分、法人みたいなものもあ

るかなど。これが小さい話です。

全般なのですが、特にアクションマトリックスの規制検査、追加検査の視点等というところに、多分、これは要領書から抜粋されて、こういう視点で見ているというのが並んでいます。

ここで、一言、こんなの入れておいたらどうかなと思うことがあって、この検査の目的というのは、事業者による是正措置が十分かどうかというのが、追加検査の一番の目的なのです。事業者がちゃんとやっているかどうかを見る。それは、その観点は何かというと、再発防止の観点から十分な是正がとられたかというのが要領書のあちこちに出てきていると思うのですが、その言葉がもし入れられたら、このアクションマトリックスのところだとか、あと、2-1ページのどこかに、再発防止上、十分かを見るという概念があった上で、こういう視点がありますという構成にさせていただいたほうが、ぶれないかなと思います。いかがでしょうか。

○金子課長 御指摘をありがとうございます。

まず、最初の点は、そのとおりで、別に個人に特定するものではありませんので、法人の方に第三者的な評価をしていただくというのも当然あり得ると思っております。

2点目は、趣旨について、全く異論があるものではないと思いますので、どういうふうに表現するか、これは、ある意味ポンチ絵的に表している資料なので、これから追加検査の実施要領書といいたいでしょうか、我々で言うところの検査ガイドを作成する中に、検査の目的とか、そういうものをしっかりと立てていかないといけませんので、そういう中で、今御指摘あった、起きた事象あるいは評価された対象、検査の指摘事項に対する対処として、十分にできているか、その是正措置ができているかどうかというようなこと、あるいは再発防止的な観点で十分かどうかというような観点を持っているのだということは、明記をしたいというふうに思います。

○山田部長 もともとROPというのは、事業者の活動がしっかりと行われる、それを促進するために評価をしていくというのが基本的な考え方だと思いますし、それでだめな場合は、そこから外へ出て、ペナルティへ行くというのが基本だと思いますので、その考え方は、アメリカと同じようにしたいというふうに思います。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 ありがとうございます。

特に追加検査はペナルティじゃないので、これは事業者がちゃんとやったことを見る。

この白、黄色、赤にそれぞれ入っているのですが、ここの趣旨としては、強制措置の程度というのを安全上の重要度と関連づけるというのがあって、今の当該指摘の是正ができているかというのを、資料のカラム2というのですか、第2区分だと、当該の指摘が何とかかとか、当該のコーナーストーンに置いていると。黄色になると、複数のコーナーストーンにちゃんと水平展開がされて是正が完了していることと。何かその辺が結構大事なポイントかなと思うので、どこかで入るといいなと思っています。

○山田部長 ありがとうございます。



ほかにかがででしょうか。

今日の説明は、発電炉をまず想定してということで書かれているところですが、サイクルのほうについては、これからどういうイメージで、変わるのか、変わらないのかというのは、少し何か触れられるところがあればお願いできますか。

○熊谷統括監視指導官 核燃料監視部門の熊谷と申します。

サイクルのほうは、この1ページにあるとおり、PIというのは設定しないという方針で進めていますので、PIを除いた部分のところの監視領域の判断が中心になると考えています。この対応表は、基本的に、これをサイクルにも準用して進めようというふうに考えております。

以上です。

○山田部長 というようなことですが、今の言及を踏まえて、何かコメント。今後の検討の方向について、こういうことをという御指摘があればお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤原燃工品質・安全管理室長 よろしいでしょうか。原子燃料工業の伊藤でございます。

今の御説明は理解いたしました。

核燃料施設、当社の場合、ウラン加工施設でございますけれども、監視領域の評価の結果の色分けをどう区分していくかという議論も、これからしていかなければならないという中で、この追加検査の1、2、3という対応づけも、また具体的に検討していくべきものだろうと考えておりますので、その点は、引き続きよろしく願いいたします。

また、追加検査の実施における規制庁さんのほうの体制も、やはり発電炉に比べて、ウラン加工施設等は規模感の違いもあるかと思っておりますので、そういったところをレベル合わせさせていただければというふうに考えますので、どうぞよろしく願いいたします。

○熊谷統括監視指導官 承知しました。

特に今御指摘の監視領域は、いろんな施設があって、一律にこれだということを当てはめられないところもありますので、これから個々の特徴に応じた設定と、あと、我々の陣容も、追加検査の陣容の考え方につきましては、また整理していきたいと思っております。

以上です。

○山田部長 加工メーカーは、まだ複数社いらっしゃると思うのですが、研究炉とかは一品物になるかと思うので、さらに考えなければいけないところはあるかもしれませんが、今、こういう点についてということで御指摘がもしあるようであれば、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○堀京都大学研究炉部長 京都大学の堀でございます。

研究炉のお話が出ましたので、基本的には、先ほどおっしゃったように、監視領域をどういうふうを選択するかというのは、個々の施設の事情もありますので、そういったことを個別に今後御相談させていただければと思っております。

○山田部長 仕組み自体はこういう形で、それぞれどういう判断根拠で次のステップへ移っていくのかということところは、恐らく施設ごとの特徴に応じてということになると思うので、この仕組み自体というよりも、むしろ判断の基準のほうで、それぞれの施設で考えるべきだということかなというふうに思いますけど、そういうことでよろしいでしょうか。

○堀京都大学研究炉部長 そのとおりでございます。

○山田部長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、また何かあれば最後に戻ってということで御発言いただいても結構です。

それでは、次のトピックスに移らせていただきたいと思います。二つ目の原子力規制検査の全体フローについてということで、こちらもまず我々のほうから資料を御説明させていただきます。

○金子課長 それでは、引き続きまして、資料2を御覧いただければと思います。

これは以前、少し前になりますけれども、原子力規制検査の大きなサイクルとして、どういう作業で、どういうふうに評価があったりということで、枝分かれして、いろいろな措置あるいは対応に結びついていくのかということをお示ししたものの、これまでの議論を踏まえた改定をしたものということで御覧いただければというふうに思います。

図が、矢印が入り組んでおりますので、1回説明させていただいて、クリアでないところもあると思いますので、御確認していただく事項とか、ここはこういう理解でいいかというようなことも含めて、後でまた御確認いただければと思います。

まず、年間計画というのが一番上にございます。

基本的には、年間でこういう検査を、これぐらいのボリュームで、あるいは、こういう視点のものをいつごろ大体やるつもりだというような計画を、まず、それぞれの駐在検査官の事務所などでつくらせていただいて、それを具体的な作業計画としては四半期ごとにブレイクダウンをして、じゃあ、この四半期に、そのうちのこれぐらいをやりましょうというようなものをつくっていくというのが、検査の始まりの部分になろうかと思っております。

その検査の中身を少し見てまいりますと、検査だけではありませんで、当然ですけども、発電炉については、パフォーマンス・インジケータがありますので、これの定期的な御報告をいただいて、それがどのような評価になるのかというのが一つ。これが監視領域（小分類）と書いたところの中の評価に、その後つながる部分の一つ目の作業ということになります。

それから、基本検査等と書いてありますが、これは将来フィードバックがかかって、追加検査とか、そういうものがあつた場合ということで、「等」というふうに入れておりますけれども、基本的に、現場を中心に拝見をして、資料であるとか、記録の確認とか、そういったことも含めた意味での検査をやっていく場面ということで、中心的な検査の作業になるということでございます。

ここから気付き事項というのが出てまいります。気付き事項の段階では、まだどうい

評価になるかはわからないということで、将来的にマイナーになるものも、Greenになるものも、White以上になるものも含まれていると。

その中で、そもそもの法令違反に値する、あるいは相当するような事項が含まれているかどうかということの評価と、そもそも安全上の重要度がどの程度であるかという評価の二つの道に分かれてまいりますということで、左の矢印が法令上の違反ということで、前回、対応措置について検討させていただいた中身の大きな流れになってまいります。

こちらは、中身はもう御説明するまでもないかと思えますけれども、前回も申し上げた、いわゆるアメリカで言うところのSeverity Levelに応じた対応措置を講じていくというような形で、このSeverity Levelも、実はSDPである安全上の重要度評価に、ある意味並んだ形で構成されておりますので、矢印は分かれてはおりますけれども、実態的には、そこは、ある程度表側のそろった形の措置には結果的になっていくということを念頭に置いております。

当然、対応の措置に応じて事業者への通知等の手続があって、それを実施していくフェーズに移っていくというのが、左に流れていった法令違反系の対応措置の部分でございます。

気付き事項は、これも従来から申し上げているように、駐在の検査官が、これはもうマイナーで処理して大丈夫だというふうに判断できるものは、その場でマイナーという評価になりますし、あるフローチャートといいたし、考え方によって、もうGreenを超えることはないということが判断できるものについても、Greenの評価がなされるということで、そのものについては、下に矢印がおりまして、マイナーなものは一番右端の長い線になっておりますけれども、結果的に、報告書に載るか載らないかというところになってまいります。

ちょっと、この注の部分は後で申し上げます。

Green以上になる可能性のあるものは、いわゆるSDPのプロセスの灰色の四角の真ん中ら辺のGreenの四角、監視領域における評価というふうになりまして、赤か黄色か白か緑に恐らくなるだろうと。ここからマイナーになることは多分ないと思えますけれども、そういった評価がなされる。

それから、PIについても、しきい値に照らして、赤、黄、白、緑のいずれになるかという評価がなされるという流れになります。

白以上のものについては、先ほど見ていただいたアクションマトリックスに指摘事項のカウントが追加され、どのカラムに行くのかということが決まります。

決まりますと、先ほど見ていただいたプロセスで、事業者の改善措置の活動の状況というのを報告を受けながら、結果的にはカラムに応じた追加検査を実施するというような形でフィードバックがかかって、その追加検査の実施自体も、年間計画あるいは四半期の計画、次の四半期なりというところにフィードバックされて検査が実施されるというような、大きな検査のフィードバックの流れがあるという形になります。

もう一つ、監視領域における評価から斜めに矢印が流れ、かつ、それから指摘事項の緑が真下に流れていきますけれども、黄色い四角でくくってあります、いわゆるCross Cutting Area、Cross Cutting Issueと呼んでいる領域に関する懸念事項が含まれている指摘というものが一定の数を超えると、そのフォローアップのための検査を横断力について行うというようなものが、これが追加されます。

これは追加検査の位置づけではなくて、今申し上げた指摘事項の中で、Cross Cutting Issueが含まれているもののカウントの数によって、フォローアップ検査をどれだけ実施していく必要があるかということを検討するという形になってございます。

ここは、実は米国でも変遷がございますけれども、幾つ数がかウントされると、これを起動するかということが一応設定されており、日本でも一定のものを設定しなきゃいけないと思っておりますけれども、必ずしも、これは工学的に適切な水準が設定されているというよりも、ある意味、実態を踏まえ、経験値を踏まえ、これぐらいを超えると、さすがに見に行かなきゃいけないのではないかというような評価をされているように私どもは理解しておりますので、この点については、今後、また事業者のいろいろな分析もおありになると思いますから、そういったものも踏まえて、実態を踏まえた形でのスレッシュホールドを設定するようなことをさらに検討していきたいと思っております。

ですから、仕組みとしては、同じような枠組みを用意するつもりですけども、スレッシュホールドをどこに設けるかということについては、今後の検討をさらに進める必要があるということで、少し要検討事項が残っている領域というふうに御理解いただければ結構です。

それで、今度は軽いほうでございますけれども、※3というのが書いてありまして、基本的に、検査をした事項というのは、四半期ごとに検査の報告書というのを作成して、どういう検査をしましたよということと、それから、指摘事項としてこういうことがありましたよということをレポートにまとめるというのが規制機関の活動として当然あるわけですけども、その中に、マイナーに相当するものについて、書くものと書かないものというのが分かれてまいります。なので、ここに書いてありますように、品質保証に関する事項以外の気付きにつきましては、この報告書にわざわざ文章として書くのではなくて、検査の現場で指摘して、それで改善措置活動につなげていただく。

一方で、マイナーなのだけでも、品質保証的な観点を含んでいるようなもの、あるいは対応する事項につきましては、この報告書の中でも記述して、改善を促し、かつ問題意識を共有するというようなプロセスに入っていくという形にしてございます。

これは、気付き事項から直接流れてくる、SDPを通らないで来るものもそうですし、それから、SDPの結果、軽いものになったものというものも同様の扱いになりますけれども、いずれにしても、この報告書の中にいろいろな案件として入ってくる。もちろん、指摘事項以上になるものは、当然報告書の中に入ってくるということでございます。

必要な事業者に対する、被規制者に対する通知を経て、希望される方には、公開のディスカッションをやって、その評価というのか、中身自体が正確なのかどうかということ

議論した上で、最終的に固まったものを通知・公表させていただくというような形になってまいります。

ここは、どちらかという、形式的に、中身を固めてオープンにしていきましょうというようなプロセスになってまいります。

それから、最終的に四半期での検査の結果、あるいは、それぞれの四半期で出てきたものを総合的な評定という形で年に1回評価をする。その時点で、先ほど見ていただいたアクションマトリックスのその時点での該当する列（カラム）がどこになるのかということも、この時点でもう一回再確認するというような形になってございます。

ですから、個別の指摘事項があったときに、割と重いものがあると、当然、アクションマトリックスのどこに行くかというのが動いてまいりますけれども、最終的な年1回の総合的な評定の際に、もう一回、その時点でどこに、ある意味格付されているのかということを確認するというようなプロセスが入ってまいります。

これも先ほどの報告書の作成と同様に、年1回というものですけれども、事業者への通知をさせていただいて、希望される方は、また公開でのディスカッションし、最終的に、総合的な評定も確定した上で通知・公表して、また、その結果を年間計画などにフィードバックしていくというような形になっていくというのが、一番大きな年の流れという形になります。

基本的には、こういう流れで毎年あるいは毎四半期の検査を回していくという形になってまいりますけれども、それ以外に、検査の気付きということではなくて、あるトラブルが起きた、あるいは事故に近いようなものが起きたという場合には、一番左上になりますけれども、それに応じた対応をしていくということが必要になりますので、事象またはトラブルの発生というところを一つのトリガーにしまして、特別検査を実施する。

この構造については、前回御議論させていただいたように、米国の場合はSI、それからAIT、IITと用意されておりますけれども、我々は、組織上の段階がそれほどきちんとそれに対応して用意されているわけではないので、大きな一つの制度の枠としての特別検査というのを用意させていただいて、規模に応じた、あるいは事象の重要度の安全上の影響に応じた対応をさせていただくようにしていこうと。実際の本当の事故に当たるようなものについては、いわゆる事故調査というような枠組みの中で、これとは別の形で調査・検査をさせていただくというような形に整理していければというふうに考えているというのは、前回御説明したとおりでございます。

したがって、全体を、ほぼ俯瞰すると、この絵の中に含まれるような形で、事業者及び私ども規制機関の活動が入ってこようかと思っておりますけれども、もちろん、これだけで全てが表し切れているわけではないので、こういう点はどうかということでもありますとかということについても、御議論いただければいいと思っておりますし、当然、このPIを除く部分は、ほぼ、ほかの核燃施設についても同様のサイクルを用意する、そのやり方の程度が皆さん異なるという形になろうかと思っておりますので、そこの点についても、もし確認が必要な事項

がありましたら、それぞれの事業者（被規制者）の方から御確認いただければというふうに思います。

私からは以上です。よろしくお願いたします。

○山田部長 それでは、中身を議論する前に、電事連のほうからこの資料に対する資料をおつくりいただいているみたいなので、御紹介いただけますでしょうか。

○横尾電事連原子力部部長 電事連、横尾でございます。

資料2の御説明をどうもありがとうございました。

今詳細に説明いただいたので、ある程度、理解は進んだところではございますけども、この資料2に対して、我々として3点ほど確認しておきたいということと、あと、我々の意見をまとめてまいりましたので、御説明させていただきます。

まず、1点目でございます。

こちらは先ほど御説明いただいた右下の※3のところでございますが、我々としましては、品質保証に関する事項も含めまして、マイナー事象というものは規制と事業者で情報共有は行うけども、米国と同様に、検査報告書では文書化せず、こういうものは事業者内で管理して、自律的な改善を促すべきというふうに考えております。

これについては、冒頭書いておりますけど、リスク・インフォームド、パフォーマンス・ベースということで、あくまで規制はセーフティフォーカスを徹底するというところでございまして、マイナーみたいなさまざまなことは事業者に任せて、その活動の状況をしっかり監視するというほうがよろしいのではないかとということでございます。この内容につきましては米国のIMC0611、これは、前は0612というものでございましたけど、最近、改定が行われて、0611になってはいますが、ここにマイナー事象の扱いが記載されているということでございますので、ここも御確認いただければということで、参考に記載させていただきます。

2点目でございます。これは次のページに第12回ワーキングで提示いただいた資料を載せてはありますが、ここについて、事業者の発見事象の取扱いというところが記載されております。米国におきましても、緑の検査指摘事項のうち、事業者が発見したものの、これについては横断領域の評価を行っておりませんで、日本においても、基本的に米国の考え方を踏襲するのだということが記載されているということでございます。

一方、先ほど御説明いただいた図1の全体フローに、事業者が自ら発見したものの扱いというところが記載されていないので、これについては、前にいただいた資料に提示されている、事業者が発見したものについては横断領域の評価は行わないということでよろしいでしょうかというところ、これは確認でございます。

3点目でございます。こちらは先ほど金子さんのほうから説明いただいたので、こういう認識でよろしいのではないかと思います。米国におきましては、PIの評価結果、それから基本検査における指摘事項とあわせて、これがアクションマトリックスでプラントの総合評価として使われていくと。基本検査の指摘事項などにつきましては、関係する横断

領域との紐づけを行って、先ほど御説明いただいた指摘事項が一定数を超えることになり  
ますと、必要に応じて横断領域のほうの検査も行っていくということでございまして、先  
ほど御説明いただいた図1というのが、矢印があっちへ行ったりこっちへ行ったりして、  
わかりづらいところがあるのですが、このことを明示しているということによろしいで  
しょうかという確認でございます。

以上、3点でございます。

○山田部長 ありがとうございます。

それでは、まず御指摘いただいたところで、レスポンスがあればお願いします。

○小坂企画調査官 原子力規制庁の小坂でございます。

まず、品質保証に関するマイナーな事象ですけれども、一件一件報告書に書くというよ  
うな、そういう煩雑なことは全く考えておりません。

それは、その都度現場で検査官が、こういう事象がありましたので改善してくださいと  
いうようなことで、事業者がCAPの中に入れて改善していくのを、私どもは監視してい  
ればいいのだと思っています。

ただ、いろんなものがやっぱり複数出てくると思うのですね。その中には、いろいろ分  
析していくというプロセスが必要になってまいりますので、私どもとしては、その一個一  
個がどうかというよりも、その傾向として非常にヒューマンエラーが多いとか、そのヒ  
ューマンエラーの中でも、特にこういったところの分野に多いとか、やっぱりそういうと  
ころは分析していく必要があると思っていますので、それは検査活動をやる中で検査官が  
気づいたもの、また、CAPの中にあるようなものを分析しながら傾向を監視していく  
ことを一応考えておりますので、そういった事象について、報告書の中で、こういう傾  
向があるので、その部分については今後改善してもらいたいというようなことになるのだ  
と思います。

それをどういった形で情報の共有をするのかということもありますし、そういった傾向  
については当該事業者だけでなく、特に今後新しいCAP活動を入れていくということに  
ついては、事業者の皆さんに共通するところでもあるので、当該の事業者だけにお知らせ  
するというよりは、広くいろんな事業者に情報を共有していただいて、こういったところも  
CAPとしては入れていく必要があるのではないかと、そういった幅広い意味での、マイ  
ナーであるけれども、やっぱりそういった視点を持って改善に反映していく必要があるの  
ではないかというようなどころは、そういうものがあれば、そういったところは報告書の  
ほうにも書いていくべきではないかなということで、今ここには書かせていただいております。

○古金谷安全規制管理官 実際、NRCで今、PI&Rの検査ガイドでやっている検査につ  
いては違反以外のobservation という形で記載することがあるようですので、我々としても、  
そういったところは同じようにやっていくほうがいいのかというふうに今考えておりま  
す。

○小坂企画調査官 続けてよろしいでしょうか。

それから、二つ目のところで、事業者の自らのCAPの中でマイナー事象も含めてやっていくということなので、まだ事業者のほうからCAPの仕組みとして、どういう形でやりますという御説明がないので、今のところ何ともそこは判断ができないところです。

それを踏まえた上で、こういったことも考えていかないといけないと思うのですけれども、必ずしも事業者の中でCAPに入れているものをNRCが全く指摘していないというわけでもないで、その辺は、もう少しよく調べさせていただきたいと思いますし、そもそも日本の今のCAPと言われている状態と、アメリカのCAPとは全く異質なものです。言葉は同じですが、全く異質なものであるため、それがアメリカと同じようなCAPの仕組みを事業者として入れていただけるのかどうか、その辺のところを見極めた上で、また今後、検討が必要なのかなというふうに考えております。

それから、もう一つ、最後のPIのところでございますけれども、PIにつきましては、それぞれ、前回のときもお示ししているようなしきい値を考えていきながら、その中でグレードを判断していくということになると思いますけれども、PIの中で、横断領域というよりも、どちらにしても色の判定がありますので、その辺はまた今後、もう少し検討を加えていきたいと思いますけれども、基本的にはGreen以上のものに対してカウントすることになっておりますので、その中でまた検討していきたいと思います。

以上でございます。

○金子課長 少しだけ補足させてください。

2点目の御質問のところは、今、小坂からCAPのプロセスの中でどういうふうに取り扱われていることになっているのかということも重要だというふうに申し上げましたけれども、まず、基本的に事業者が自ら発見し、かつ気づき、これは問題だと思って直そうと考えているものを横断領域の指摘事項の中に含め、カウントしないという考え方は我々は理解しており、かつ前回議論したように、それは入れようと思っています。

それを、じゃあ、具体的にどういう状況だとそうだと判断しているのかというのが、多分、小坂が申し上げたことで、CAPの前提の活動の状況があり、どういうものが、そういうものとしてきちんと評価をできるのでしょうかというところに、まだ若干、多分、我々自身にも不安みみたいなものがあって、取り扱うときのものの対象の範囲をどういうふうを設定したらいいのでしょうかというところを、これは試運用の中で確認させていただきながら、相場をちゃんとつくって行って、ここまでできているものは当然、事業者が自分でやっていることですよというふうなことがわかるようにしていければというふうには思っております。

ちょっとだけ補足させていただきます。

○古金谷安全規制管理官 一ついいですか。

一つ、Wordingで注意しておきたいのは、「発見」という言葉なのですけれども、向こうでは「identify」、「found」じゃなくてですね。



ですから、発見して、それをCAPに入れていたら、事業者が発見したから、noncited violations (NOVs)です、というのではなくて、あくまでもそれはちゃんと違反だということまで含めて、事業者が認識したことをもってidentifyされたという形になりますので、そういう運用で、要はCAPに入れていてやっているからいいでしょじゃなくて、事業者として、これはGreenのviolationだと思っていますというところまでしっかりとidentifyされた上でそういう形になるということかと思しますので、その辺はWordingだけでも、よろしくをお願いします。

○山田部長 はい。という御説明ですけど、これに対して何かコメントがあれば。

○横尾電事連原子力部部長 御説明をありがとうございます。電事連、横尾でございますが、まず1点目のところで、そのPI&Rの中でobservation、観察したというところを報告書に記載するという仕組みがあるということの御説明でございましたけども、そういうことであれば、多少そういうところも観察した結果として記載されるということがあろうかとは認識はしておりますけども、このところにあまりのめり込むようなことになってしまいますとセーフティフォーカスでしっかりと資源を集中して、安全上重要なところに取り組んでいくのだというところがおろそかになりかねないかなというところが少し懸念としてあると思いますので、そこをお互いどういうところで、どういうものであれば観察結果として記載すべきだよねというところを調整させていただいた上で進めていければというふうに思っております。

あと、2点目のところでCAPの仕組みがわからないという御指摘がございまして、我々も今のところ御説明を差し上げてないのでごもっともかと思っておりますけども、CAPがしっかりと回るということがこの制度の肝だというところは我々も十分認識しているつもりでございまして、我々も米国などに調査に行って、いろいろと向こうの考え方、仕組みなども勉強を重ねてきておりますので、今後、我々がどう進めようとしているのかということも含めて説明させていただいて、この辺をしっかりと整理させていただきたいなというふうに考えております。

どうもありがとうございました。

○山田部長 はい。私のほうから1点目の点について、少し論点として申し上げたいところなのですが、この報告書に書く、書かないというのは、いわゆる透明性の議論であって、ここで取り上げられているものを誰の責任でどう改善していくのかということとは違う話だと思っています。

先ほど小坂のほうから御説明を申しましたけれども、情報を共有することによって、ほかの事業者の方々にも気をつけていただいて、それが自主的な改善につながるようであれば、それはむしろ積極的に情報を共有していくほうが安全性は高まるのではないかと思うので、もちろんこの報告書への書き方がどうなのかというところで、無用に、これは安全上の問題があるのではないかといって、そういうところに引きずられてしまって、何か皆さん方がそこにリソースを投入しなきゃいけないような形での報告書の書き方という

のは望ましくないとは思いますが、マイナーだからといって報告書に書くべきではないというのではちょっと違うのではないかなというふうに私自身は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

情報共有は、これは絶対必要で、これは非常に有効な情報なので事業者は共有します。その共有するものを公開で全国に、世界にばらまかないといけないかという、そこは判断あると思います。

そういう意味で、報告書に書いたものは完全に海外からもアクセスできると、そういう公開の仕方、そこまで海外と共有する必要があるかなという気はします。日本の電力で共有する仕組みは絶対必要だと思います。

今の点はそういうことです。

○山田部長 これも多分、事業者の立場と規制側の立場と少しずれるところがあるのかもしれないかもしれませんが、もちろんそれは事業者で共有していただくのは大変重要なことだし、それはやっていただければいいと思いますけれども、規制側としての、規制としての透明性の確保という意味で、我々が事業者と共有したことについて、一定の必要性のあるものについては、公開して透明性を確保するという事は、規制の透明性という観点からは必要だと思っています。

もちろん、先ほど申し上げましたとおり、変なインプリケーションを持つような書き方はするべきではないというふうに思いますけれども、ここは一定程度の透明性を確保するというのは必要だというふうに思っています。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 私が気になっているのは、マイナーの中で品質保証、要は安全に直結するようなものは入れないけど、形、形式的なものとか、管理的なものは報告書で公開する。共有する。

ここは、僕は違和感があって、どっちかという、マイナーでも、例えば工認の図面が間違っていました、安全上は影響がありませんと、大丈夫ですというのは多分、アメリカの基準です、全く影響ありませんとマイナーになると思うのですけれども、これは多分一件一件のことなので、品質保証上の問題じゃないかもしれない、それ1件は。

そういうのって結構、こんなところ、体制を間違えるのだというのは共有したらよくて、直したらいいと思うのですけど、工認をつくる手順書が悪いみたいなのが原因かなみたいなのは、やれば出てきますよね。そういうものだけを報告書に書くのは、何か重要度の観点からバランスが悪いような気がしていて、入れるのだったら全部だと思えるのですね。

ただ、そうやって入れるとたくさんあるので、多分アメリカはこの報告書にはやっぱり緑以上載せているのだと思うのです。緑の指摘に関係のある横断分野は報告書に入れていいと思います。そういう横断分野はそこまでやるとマイナーもほとんど同じルールです。かなりカバーできると思うので、そのやり方でいいような気がするのですけど。緑に関しては品証的なものを含めて、横断分野的なものを含めて解説的なものを入れてというので

いいかなと思いますという感じなのですけど。

もう一つ言いますと、横断分野は検査の中で非常に時間のかかっている部分、検査した後、その横断分野をチェックにいくというのは、かなりリソースがかかるので、やっぱり限定したところに横断分野を見にいく。マイナーは、あまりその深くやらない。横断分野とか品証上の問題のチェックをあんまり深くやらないという資源配分が安全を一番きちんと確認する上で効率的なんじゃないかと思います。

○小坂企画調査官 規制庁の小坂でございます。

私の説明が不足していたようで誤解があるようですけれども、先ほど申しましたように、品質保証と言っていますけれども、ヒューマンエラーだとかPI&Rだとか、安全文化に関わるような横断領域的なものを、そういったものをCAPとか検査官の指摘の中から分析して、どういった傾向にあるかという、大きな、そういったものがどういったものに影響を及ぼしているかというところを書いていこうとしておりますので、今おっしゃったような個々の手順の話とか、それがたくさんあるがために、いろんな安全に影響を与えるような可能性も出てくるということであれば、そういうことに触れることがあるかもしれませんが、1件のことに対して報告書の中で書くというのは、それはあり得ないと思っています。

それは分析した中で、やっぱりこういった傾向というのは各社も気をつけてもらいたいということを書くべきだと思いますし、それから、ROPというのは結局、事業者のパフォーマンスを監視するというのがベースになっていきますので、横断領域に対して、それを深く踏み込むということではなくて、我々が監視したデータの傾向を見ていく中で、発電所なり、事業者さんの活動の、十分できてないようなところ、こういったところをさらに強化する必要があるのではないですかというような観点で見ていく。それが、PI&Rの中のそういった傾向の分析をやっていくというアメリカのやり方だと思っていますし、それは我々も必要ではないかなというふうに思っている次第です。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 わかりました。書き方とか、その何をどういうやり方で指摘するかというのは、それは全然中身が違うので、多分意見が一致しているのかもしれない。

ただ、最終的に私が守りたいのは、仕組みの改善をこうしないといけないと事業者が指摘されたと思うような指摘の仕方というのは多分まずくて、安全上こういうものがありました、上手にやってくださいと。マイナーは特にそうだと思うのですけど、ヒューマンエラーで力量が悪いという指摘の仕方は多分よくなくて、そうじゃなくて、給料が悪かったのかもしれないですし、いろんなファクターがあって、一番いいやり方というのは事業者が考えられるような報告書の指摘の仕方みたいなものになればいいのかなと思います。

○金子課長 金子でございます。

今の点はとても大事な点だと思っていまして、ちょっと蛇足的なお話になるかもしれませんが、我々、今、NRCの検査官のインストラクターに来ていただいて、我々の検査官に対する指導みたいなものもしていただいているのですけれども、その中で、やっぱり意

識が少し違うねというふうに見えるというふう指摘されたことがあります。

これは、日本の検査官はどちらかという、そういう今おっしゃられたような、こういうふう改善したらいいよとか、こうしなくてはいけないんだみたいな指導や助言をするというのをミッションとして、ものすごく強く感じている。それは、そもそも検査官の仕事じゃないというふうNRCの検査官は言うのですね。指摘はしますと。ここはうまくいってないのではないかと、これは本当に大丈夫ですかという指摘はすると。安全上の影響はあるのではないのか、大丈夫なのかという確認ももちろんします。

ただ、その直し方は、そもそも事業者が考えるべきものであり、それがまさに事業者が安全確保する一義的責任を果たすことなのであって、これはこうできてないからこういうふうに変えなきゃいけないというようなことを検査官が一々口を出してやるというのは新しいやり方にはそぐわないし、我々もそこは少し変えていかなければいけない、姿勢の変化が必要なところかなというふうに思います。

多分これは検査官の個人によっても大分やり方が違うところが現在もあるというふうに思いますけれども、今、爾見さんがおっしゃられた点というのはとても大事な、我々にとってもよく意識しなければいけない点で、基本的に指摘はし、何か気になる事項があれば当然確認し、問題があるかないかということを理解しようとするわけですが、問題があるとして改善するのは事業者の役割なので、そこはそういうものとして受け止めるというところの、まさに仕事をする領域の違いをしっかりと認識した上でやらなきゃいけないというのは、今のお話を聞いているとすごくよく感じるので、そこら辺を認識しながら、先ほどの話題になったというか、報告書というのはどこまで何を書くものなのかということも、これから試運用がある中で当然、報告書をつくっていきますから、その中であまり変に手を突っ込んでやるようなものにならないように、先ほど山田からも申し上げたような、書き方として変に方向性を引っ張るようなインプリケーションを持たないようなやり方というのをしっかり考えていかなきゃいけないかなというのは、我々の課題としてもあろうかと思っています。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 ありがとうございます。

多分、事業者側も同じ、言われたとおりに直せばいいという、そういうのから脱却しないといけないので同じだと思っています。ありがとうございます。

○山田部長 多分、今、金子が申し上げたところは、今日のこの資料2の図1の右側のこのサイクルというのは、恐らくアメリカのROPでこういうサイクルがあって、これって今の我々の検査制度の中にはないもので、むしろ我々がこれまでやってきた検査というのは、この図1の左側の対応措置の違反を見つけるという検査だったので、この右側の、我々自身、そういうやり方についての感覚が弱いところがあるので、それでどうしても問題ある、こうしなさいというような形のメンタリティーが出てきてしまっているのかなということだと思います。

したがって、我々自身もこの新しい制度の肝になるメンタリティーを試運用の中でしっ

かり身につけていく必要はあるということの一つかなというふうに感じます。

○渥美電事連原子力部長 電気事業連合会の渥美でございます。

まさに今のおっしゃっていただいたとおりだと私も思っていて、そのパフォーマンス・ベースとかリスク・インフォームドでSafetyにfocusするというのは、我々だけではなくて、規制庁さんにもそうしていただきたいというふうに考えておりまして、先ほど、小坂さんのほうからの貴重な分析をしていただくというのは、もちろん我々にとってありがたいわけですが、それが本当に規制庁さんのリソースを有効に使っているのかというところの観点について、これからいろいろな実際に試運用をやられたり、実際、本運用になっていけば、いろいろコミュニケーションさせていただいて、そういったところを議論させていただきたいなというふうに思います。

あと、一つ私が気になったのは、先ほどの、やっぱり報告書に載せられるという部分は事業者にとっては予見性という意味で、もともとスクリーニングレベルというのが明確に定められていて、それより下のマイナーなものだということになっていたはずなのに、そういうふうに我々としては予見性を持って行動していたはずなのに、実際になったらレポートに載っかっているというのは、予見性という観点では非常に扱いにくい部分もあって、そういうところで、もともとあるスクリーニングレベルが、じゃあ何なのかというようなところに議論が返っていったら、そういうような記載のされ方はされないというような今までの話だったので、ああそうなのかというふうに私も理解しましたけれども、その辺のところ何かごっちゃになってしまうようなことが先々起こらないように、いろいろコミュニケーションしていきたいなというふうに思いました。

○山田部長 ありがとうございます。

私も、くどいようですけれども、スクリーニングレベルというのは、あくまでも規制側のアクションをとるかとらないかというところのスクリーニングレベルであって、透明性確保の上で情報をどこまで公開するのですかというところのスクリーニングレベルとは違うと思っています。

情報公開でどこまで公開すると全体としては安全性向上に役立つでしょうかというところについては、まだ実際にやっていないので、恐らく事業者の立場としては御心配になるところがあるのだろうと思いますし、我々は、何でそこまで表に出ることを嫌がるのでしょうかという目でどうしても感じてしまうところもあたりして、それは、今まだ何も始まってない中でのイメージがずれているからだと思います。試行をやっていく中で、こういうところまでは我々としては情報公開することによって意味のあるものになるだろうなというところが、お互いにレベル感が合ってくれば、今日ここで議論させていただいたようなことは多分なくなるのではないかと思いますので、そのところは今後、試行の中でも議論させていただいて、レベル感を合わせていきたいと思っておりますし、今後も、この制度が始まった以降も恐らく制度改善のために、引き続きこういうような公開の場での議論というのは継続して制度を改善していかないと、恐らくこの制度は始まった瞬間から完璧な

ものには多分ならないと思っていますので、そういう中でも継続して議論していければというふうに思います。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 別件です。関西電力、爾見です。

さっきのCAPの入力の話 clarifyするためになんですけれども、さっきおっしゃったように、CAPに入ればよいのではなくて、identifyしないといけない。まさにそうで、恐らくここはアメリカの仕組みそのまま入れたほうが良いとは思っています。緑を自分で見つけていたら入れない。

その心は何かというと、事業者がちゃんと改善できる。入れているじゃなくて、改善ができるだろうという見込みがあるということだと思えるのです。だから、「緑の指摘を事業者が発見」と言っているのは、事業者が是正処置をとろうとしていると、とれるであろうということが確認される場合には、横断領域は見ないというのが正しい言い方で、それをどこで線を引くかというのは実際難しく、事業者の重要度の分類と、規制が考える重要度の分類は違うかもしれない。なるべく合わせようと思えますけど、これから、そういうのがあるので、そこはちょっと調整が要るかなと思いますけど、基本は、事業者がちゃんとCAPに入れるというのは、是正につなげる意識があって、その仕組みもあって、能力もあると、そういう場合は要らないと。そういうことになりましたというのがこの結論だと思います。こういうまとめでいいでしょうか。

○古金谷安全規制管理官 実際の運用をどうするかというのは、これから試行の中でも相談だと思うのですが、NRCの人と議論していたときに、add valueと言うのです。検査官がadd valueしたものは、検査官identifyだというふうに言っているのです。だから、どういうvalueをaddしたかというところで、検査官がidentifyしたのか、事業者がidentifyしたのかというところの違いがあるので、ちょっとその辺はお互いに試行していく中で相互理解を深めていければなというふうに思います。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 よろしく願います。

○山田部長 はい。よろしいでしょうか。ほかに何か御発言あればですけれども。よろしいですか。

それじゃあ、次に移らせていただくということで、資料の4は、これも前回までと同様に、我々の今つくっております検査ガイドの案で、できたものについてこの場にお示しさせていただいて、これまた御覧いただいて、お気づきの点は今後御指摘いただいて議論して、ブラッシュアップしていくというための材料ということでございます。

それで最後、その他ということで、資料の5ということで、これは先週の委員会にかけさせていただいた現行制度の保安検査での重点方針ということで、簡単に御紹介だけさせていただきたいと思えます。

○古金谷安全規制管理官 実用炉監視の古金谷でございます。

では、資料5に基づいて御説明します。ここで紹介した趣旨というのは、従来の重点方針と中身を少し変えております。

昔、これまではどちらかというと保安検査で、どこを見るか、どういった分野を見るかということで、その検査の対象だけを述べていたのですけれども、今回、見ていただくとわかるのですけれども、1ポツと2ポツということで、検査官の活動方針というものと、2ポツの重点分野ということで二つに分けています。

ですから、従来のは2ポツのほうに書いておまして、1ポツのほうを新たに加えたということでございます。

これの趣旨は、まさにこの新検査制度を見据えて、今年度から試運用も始まるということもありますので、こういった従来の保安検査・保安調査のスキームの中でできるだけ新しい検査制度の考え方というのを取り込んでいこうという、そういった趣旨のもとで示したものでございます。

簡単に御説明しますと、1ポツのところは検査官の活動方針ということでございます。こちらは、これまでも新検査制度でいろいろ御議論いただいております、フリーアクセスの話だとか、あるいは2ページ目のほうにありますけれども、リスク・インフォームド、要するに検査官で特に重要なのはサンプリングの部分だというふうに考えておりますので、そういった部分について重点方針の中に盛り込んだということでございます。

これから検査官もこういった方針で少しずつ検査のやり方というのをならしていきたいと思いますので、各事業者の現場の中でも、いろいろ、これまでと違うやり方ということで少し混乱する部分はあるかもしれませんが、うまく調整しながら保安検査・保安調査の中でこういった考え方をやっていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

あと、2ポツのほうは、従来の保安検査で、重点方針で掲げておりました、どこを見るかという部分ですけれども、一つ、先ほども議論のありましたCAPの話については、今回の保安検査でも、保安調査でも見たいと思っております。事業者のほうで今こういった改善活動をしているのかとあわせて、ある程度、CAPの新しいものを入れていこうということで御検討しているようであれば、その辺の状況についても、少し我々も確認させていただきたいなというふうに考えております。

2ポツ目以降は、具体的な保守管理の状況や、あるいは外部事象に対する体制、あるいは異常事象発生時の措置ということで、従来の保安検査に似たようなものを考えておりますけれども、この中でも、できるだけ対象をサンプリングして、重要なものに我々の保安検査・保安調査の視点をより向けていきたいなというふうに考えてございます。

簡単ではございますけれども、説明は以上でございます。

○山田部長 もし何かコメントいただけるものであれば、お願いできればと思います。いかがでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

特にコメントとかはないのですが、さっきCAPを確認されると言われたのですが、これは見直そうとしています。多分、どの社も結構中身変わります。

タイミングがちょっと難しく、その辺の調整は多分、試運用の段取りをどうしていくかみたいな段取りと大きく関係すると思うので、一度相談していただければと思います。

○山田部長 これは今年度なので、来年の3月までということですので、試運用期間も含めた形でということで、つくっているということで、タイミングはもちろん新検査制度の準備はそれぞれの会社でいろいろな段階があると思います。それに合わせてということにさせていただければと思います。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 そういことです。例えば今年度のぎりぎり、来年度ぐらいから変えるとか、いろんなタイミングがあるので、今年度のやつでどう変わるか、2020年度にどういうイメージになっているのかが見えるかどうか若干グレーなのです。

大事なのは、恐らく2020年度に我々がどんな状態になっているのかというのを一番お互い共通認識しないとイケないので、それとしてタイミングが適切かというのは、また調整が要るなという、そういう意味です。

○金子課長 規制庁の金子です。

恐らく、その準備の状況を共有させていただいて、この検査や調査の一環として共有していくというのも、この運用の意味だと思いますし、試運用そのものの中でそういうことが行われていくというのもとても大切な側面だと思いますので、あんまり試運用というのを、本当にその検査の実施、それから、それへの対応というふうに、あまり限らずに広くとっておいていただいたほうが、恐らくもう準備作業という意味ではいいかなというふうにも思いますので、そういう意味で、現場で準備されることの状況を、我々是一緒に見させていただきながら共有するというのも含まれているような形で理解していただければいいと思います。

○伊藤原子燃料工業品質・安全管理室長 原子燃料工業の伊藤でございます。

今年度の保安検査の重点事項ということで、先日の委員会でも承りました。よろしくお願ひします。

今年度、フリーアクセスの試行運用が始まるということで、我々といたしましても、規制事務所の皆様とも情報交換、御指導いただきながら準備のほうを進めようという段階になっています。

記録類等に関するアクセスにつきましては、順次、準備を進めていくというような状況になっていまして、一足飛びになかなか最終的な姿にはならないのですが、ある程度お時間をいただきながら準備していくような状況になっていくかと思います。

記録類は比較的、フリーアクセスの最終的な姿をイメージしやすいのですが、その一方で、実際にウラン加工の現場に検査官の皆さんがフリーアクセスでいらっしゃるということ考えたときに、例えば放射線業務従事者の指定をどうするのかだとか、全く問題ない事業者もあれば、そこら辺の取り扱いが、例えば保安規定等との関連で少し齟齬の出る事業者もあるかもしれません。

そういったところの調整ですとか、あとはPP、核物質防護に関するような情報、どの領



域がそういったPPに関連するところなのかというレベル合わせを我々とその検査官の方でしておく必要があるだろうというふうに考えています。

そういったところで、フリーアクセスに至る前までに、PPに関する、教育という言い方は変なのかもしれませんが、情報の確認ですとか、そういったところも手順としては必要になってくるのではないかと思います。

あとは、実際に現場で手を動かしながら作業している作業員も当然いるわけで、そういったところに検査官の方がどのように現場の調査をされるのかということで、作業中の人に、一般論的には声をおかけにならないのだと思うのですが、そういったところのルールがどうなるのかという辺り、そういったところも少し詰めさせていただくようなポイントになるのかなと思っています。

まだ具体的などころ、いろいろ詰めないといけないところが残っておりますので、引き続き議論のほうは継続させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小坂企画調査官 実用炉監視部門の小坂でございます。

現場のほうに私は一番近いところにおりますので、今最後におっしゃっていただいた現場の作業員の方に確認するという行為、この資料の2ページ目の3行目のところにもございますように、職員に対する質問等を行うということで、従来も、その施設、施設によって、やってもいいですよと言われていたところと絶対やらないでくださいと言われていたところもあるのですが、今後、そういった文書へのフリーアクセスとともに、そういった実際に現場で働いている方、作業をやっていらっしゃる方に事実関係を確認する。今これは何やっていらっしゃるのかとか、そういうのは現場で実際にやっていることを検査官が把握しないといけないということで、その事実関係を把握するということが今後増えることになるかと思っていますので、その辺は現場でいろいろと混乱がないように、こちらも気をつけていきたいと思っていますので、その辺は事業者のほうも現場のほうに、今後そういうことで検査官がいろいろと質問したりすることがあるのだということを少しずつやりながら、どういうやり方でやっていくのがいいのかということは検討していきたいと思っていますけれども、そういったアクションがこれから起こってくるということを、よく現場の方に御説明いただければ幸いですと思いますので、よろしく願いいたします。

○伊藤原子燃料工業品質・安全管理室長 原子燃料工業の伊藤でございます。

承知いたしました。

全体への仕組みの中で、どのようにその現場で作業をしている者たちへのインタビューというのがなされるかというのは確認させていただいて、その上で事業者間、それから社内での周知というように進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○金子課長 ちょっとだけ、今御指摘のあった点を含めて補足させていただくと、まず、現場の方への御質問とかお話というのは、極端に言うと、従来、どちらかというと検査官

に対処する方としかお話ししていなかった状況から少し変えていきたいということが思いとしては強くて、今、実際にその現場で作業されている方の肩をたたいて、今何していませんかというようなことをやろうと思っているわけではございません。

実際に、その作業の責任を持っておられる方に準備状況は例えばどうでしょうか、事後的に何か気になることはなかったですかというようなことを確認するとかというようなことを、まずは基本的に考えていきたいと思っておりますので、この文書の中にも当然、事業者の保安活動に悪影響を与えないようにというふうに書かせていただいているのは、それをするによって安全がだめになったり、あるいは、作業の方が驚いてヒューマンエラーを犯すようになってしまっただけでは元も子もないので、そういうことは毛頭するつもりはないということでもありますけれども、思いは、従来、どちらかというところから、窓口の方とお話ししていたというところから、少しモードを変えて、現場で直接、実際に仕事の責任を持っておられる方から、どういう問題認識で、あるいはどういうことを実際に作業されておられるか、あるいは管理されておられるかということを知りたいというふうにしていきたいということでございます。

それから、フリーアクセスの点については、もう事業者それぞれに御協力いただいて、準備して、始めておりますけれども、手続的に用意しなきゃいけないことが多分たくさんあります。

そういう意味で、それぞれの事業所で設定しておられるルールにのっとってやっていくというのが大原則になるというふうに思いますけれども、一方で、先ほど具体例で例えばおっしゃっていただいた放射線従事者というのは、その事業所の中の放射線従事者なので、それと同じように動けるようにしたいけど、別に放射線従事者である必要はないという意味で言うと、少し保安規定の書き方を変えていただいて、検査官については別の扱いをするような、ただ、そのかわりきちんと必要なことは知っているし、必要なルールは守るといような形の人間として位置づけていただくというふうなことがきっと必要になるかなというふうにも思います。

したがって、そこら辺は個別に、それぞれの事業所の中のルールの設定の仕方、規定の書き方みたいなものとどう整合性をとると、うまくお互いにあんまり負担なく動けるかというようなことをきちんと考えていき、かつルールを守るために必要な、例えば先ほどの研修・教育みたいなものをどういうふうに目指していったらいいかというようなこともあわせて準備の中で進めていきたいと思っておりますので、ぜひ、これも被規制者の方の御協力が不可欠なので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○山田部長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、全体あわせて何か最後に御発言いただけることがあればお願いしたいと思いますけど、そちらはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それじゃあ、ちょっと時間は早いですけれども、この第17回のワーキンググループについてはこれで議論終了ということにさせていただければというふうに思います。

それじゃあ、次回の紹介を。

○伊藤課長補佐 規制庁の伊藤です。

次回18回ワーキングのほうは、4月16日の10時からを予定してございます。

そちらのほうでは、これまでの議論をもとにいたしまして、私たちのほうで各種文書類を作成、検討しておりますので、そちらのほうをお見せしたいというふうに思っております。

その中で、現在検討している状況ですとか、精査しなきゃいけない課題ですとか、そういったところをお見せし、試運用版のほうを9月ぐらいまでには完成させたいというふうに思っておりますので、皆様から御意見等をいただきながら検討の素材にさせていただければなと思っております。

以前お見せいたしました文書体系のほうに従ってつくっておりますけれども、こちらのほうも検討に際しましてちょっと見直しをしておりますので、そちらもあわせてお見せしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○山田部長 それでは、以上で第17回検査制度の見直しに関するワーキンググループを終了したいと思います。どうも御協力ありがとうございました。